

平成21年度業務実績評価シート用 説明資料



平成22年7月2日(金)

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

- 目 次 -

区 分	評 価 項 目		自己評定	頁
Part1	評価項目1	効率的な業務運営体制の確立	A	2～7
	評価項目2	内部統制・ガバナンス強化への取組	A	8～15
	評価項目3	業務運営の効率化に伴う経費節減	A	16～22
	評価項目4	効率的かつ効果的な施設・設備の利用	A	23～27
	評価項目5	合理化の推進	B	28～32
Part2	評価項目6	地域移行に向けた取組(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	S	34～35
	評価項目7	地域移行に向けた取組(地域移行の段階的支援(プロセス)の実践(本人及び保護者の同意を得るための取組))	S	36～38
	評価項目8	地域移行に向けた取組(地域移行の段階的支援(プロセス)の実践(移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援))	S	39～40
	評価項目9	行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援	S	41～45
Part3	評価項目10	調査・研究のテーマ、実施体制等	A	47～49
	評価項目11	成果の積極的な普及・活用	A	50～51
	評価項目12	養成・研修、ボランティアの養成	A	52～54
	評価項目13	援助・助言	A	55～56
	評価項目14	その他の業務	A	57～63
	評価項目15	サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保	B	64～65
Part4	評価項目16	予算、収支計画及び資金計画等	A	67～68
	評価項目17	人事に関する計画	A	69
	評価項目18	施設・設備に関する計画	B	70

Part 1

業務運営の効率化に関する事項

1－(1) 効率的な業務運営体制の確立

【評価項目1】

1－(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組

【評価項目2】

1－(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

【評価項目3】

2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用

【評価項目4】

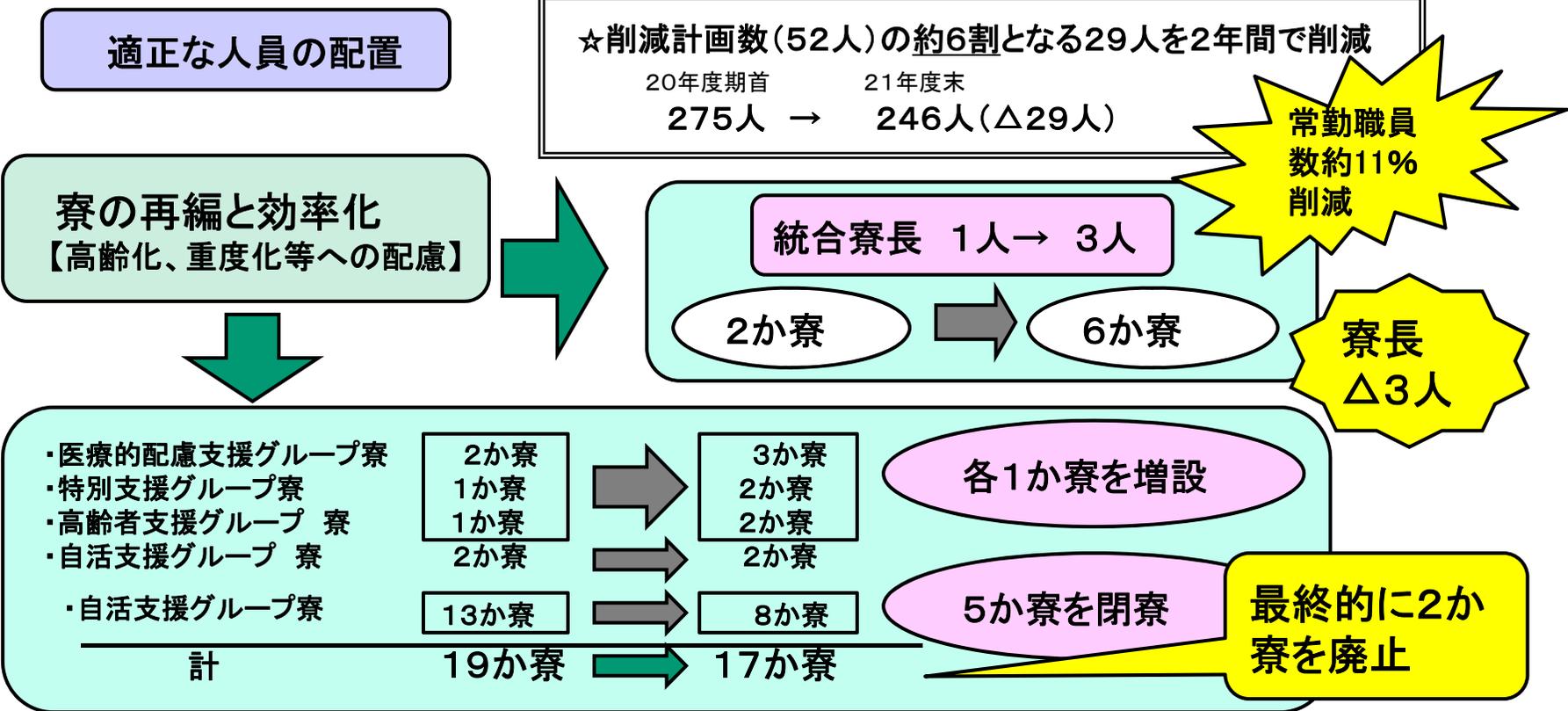
3 合理化の推進

【評価項目5】

業務運営の効率化に関する事項

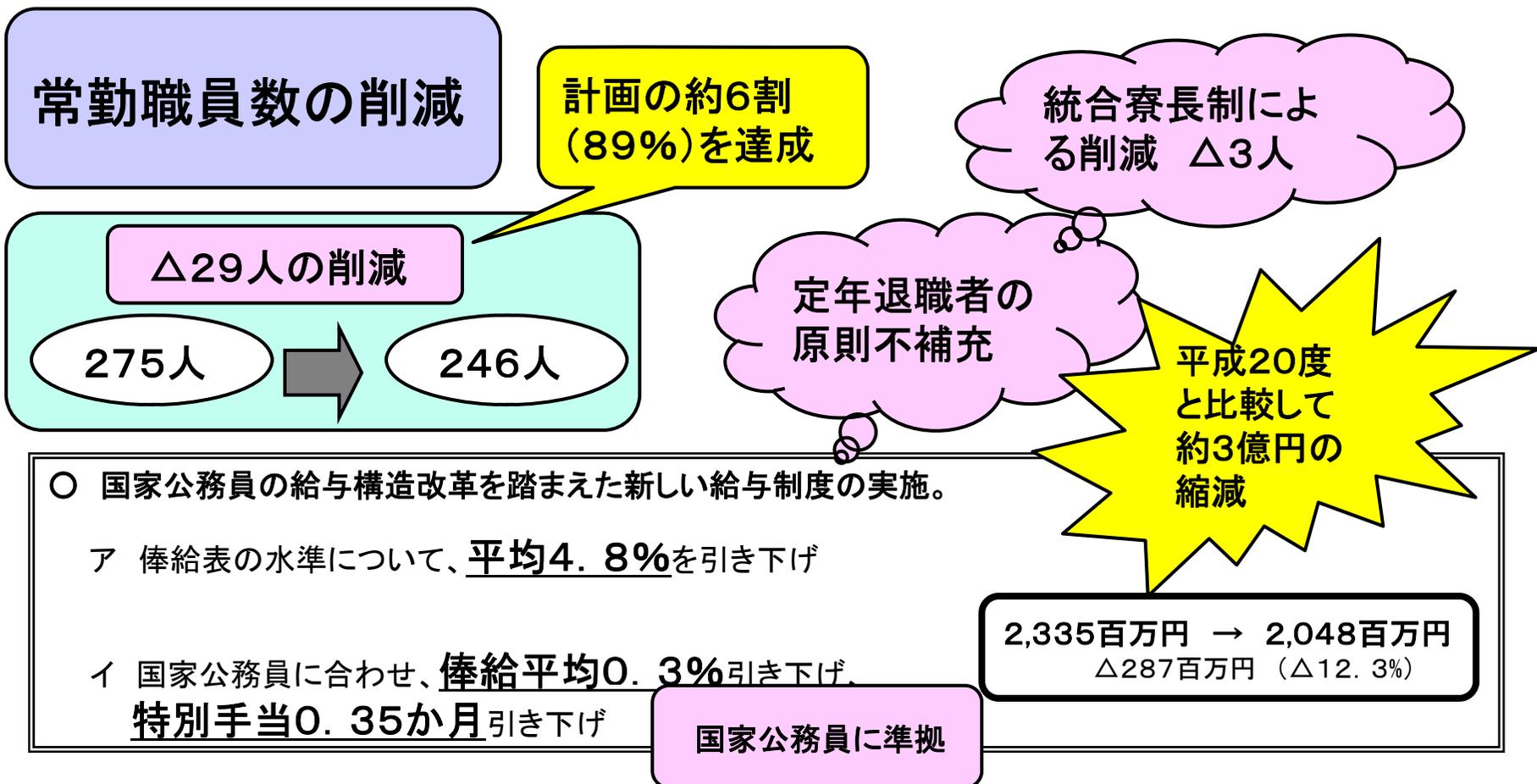
1-(1) 効率的な業務運営体制の確立 【評価項目1】
自己評価 A

評価の視点	的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。
数値目標	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。



業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。（政・独委評価の視点事項と同様）
数値目標	常勤職員数について、期首（平成20年度当初）に対する期末（平成24年度末）の割合が80%となるよう、平成21年度においても計画的に削減を行う。



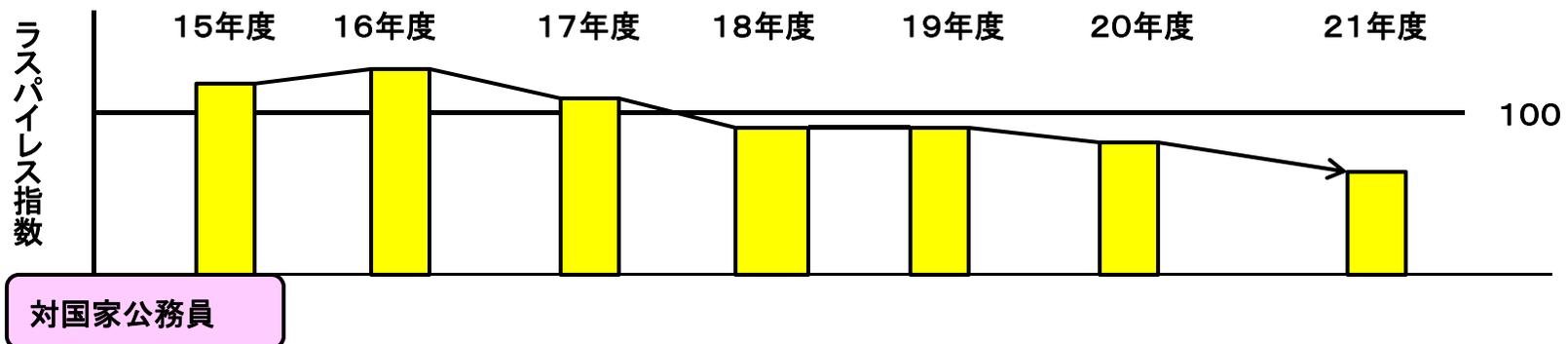
業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)
数値目標	平成21年度内にラスパレス指数を98.1以内とする。

ラスパレス指数
対国公 94.1

事務・技術職員

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
対国家公務員	106.2	107.1	100.6	99.4	99.4	98.1	94.1
対他法人	98.8	100.0	93.9	92.6	93.1	92.3	88.9



業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。

人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材の確保

専門家の招聘

自閉症及び行動障害等支援

行動援護

調査・研究

摂食・嚥下

シーティング

高齢者支援

人材の
確保

指導・助言

質の高い
サービスの
提供

21年度新規

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

国と異なる、又は法人独自の諸手当について、その適切性を検証しているか。
法定外福利費の支出について、その適切性を検証しているか。

国と異なる法人独自の手当はない。

法定外福利費については、労働基準法及び労働安全衛生法の則り、適切に対応

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。

独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。

21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストはない。

法人職員の再就職者の非人件費ポストはない。

業務運営の効率化に関する事項

1-(2)内部統制・ガバナンス強化への取組

【評価項目2】

自己評価 A

評価の視点

内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。
(政・独委評価の視点事項と同様)

内部統制の向上を図るための取組

基本方針

のぞみの園の内部統制・ガバナンス強化の取組について(報告書)

(平成21年3月23日 内部統制向上検討委員会)

内部統制
向上検討
委員会の
開催

H21. 7. 9
から
7回開催

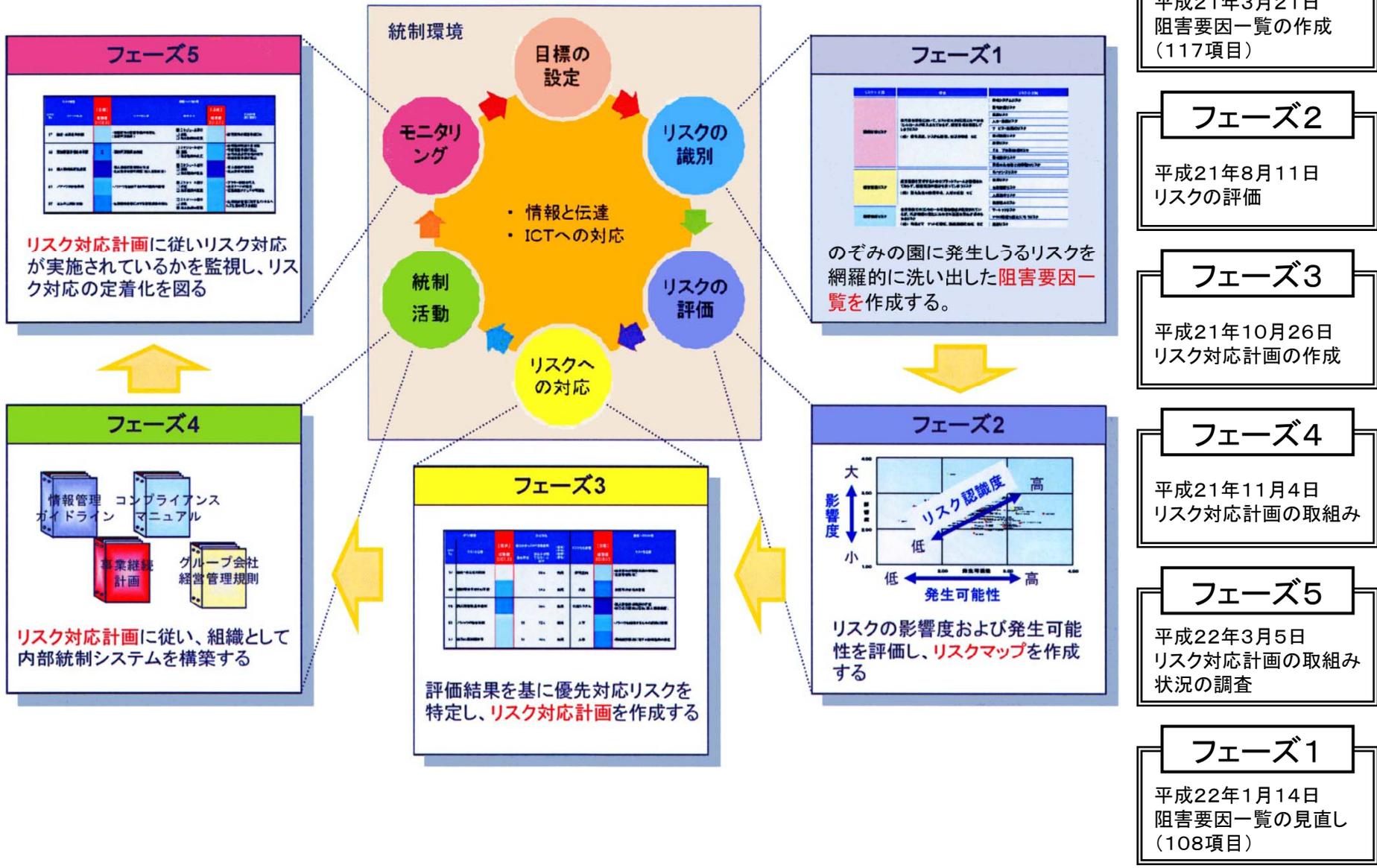
<要 旨>

のぞみの園に相応しい内部統制・ガバナンスの仕組みを構築することとし、最優先の課題として、業務の有効性・効率性に影響を与える恐れのある阻害要因(リスク)の適正管理に取り組む。
今後の方針として、平成21年度においてリスク管理の仕組みの確立を図るほか、併せて、①内部統制を推進するための教育・研修、②法令遵守等に関する体制整備、③既設の各種委員会の整理等に順次取り組んでいく。
なお、リスク管理や今後の取組を検討するに当たって、会計監査人等の専門的知見を有する第三者の指導を受けつつ行う。

平成21年度において、のぞみの園の業務の特殊性を加味し、独自の一覧表を作成するため、当初計画にはなかった「阻害要因(リスク)一覧」の見直しを行う。

その結果として、福祉サービス関連のリスクを細分化することで、より詳細なリスク対応及び評価が可能となる。

平成20年度からの取組み

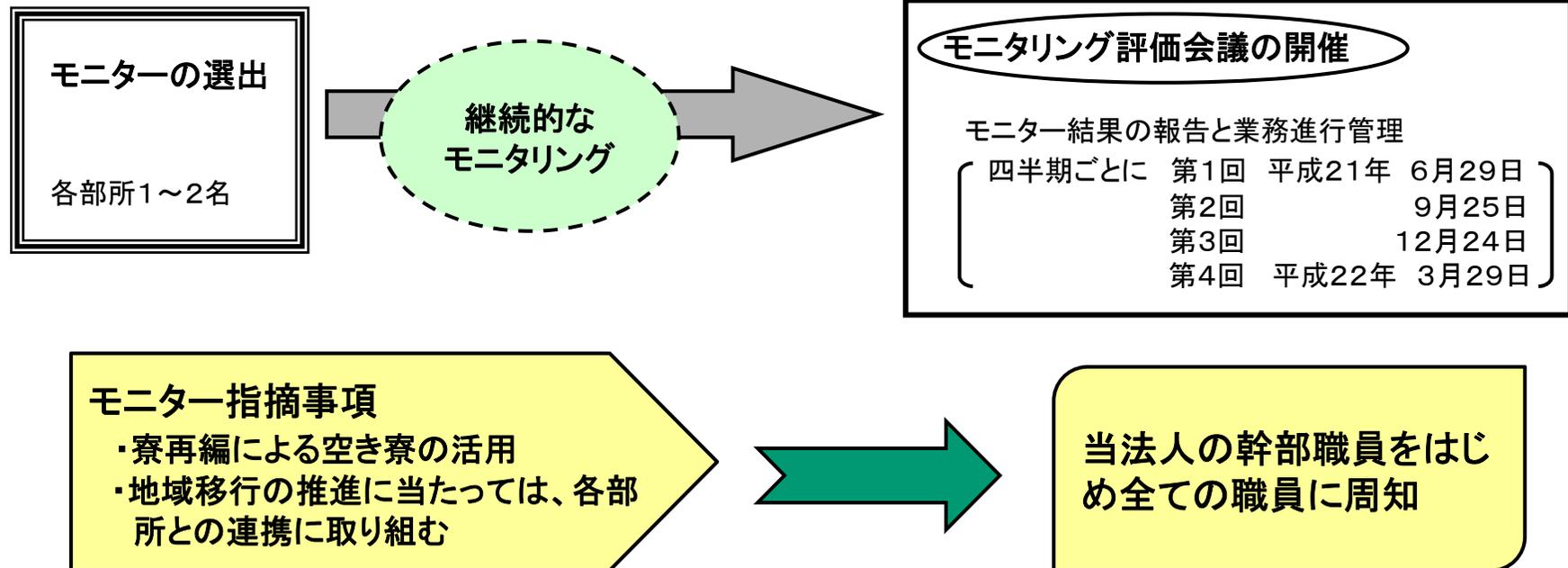


(参考)平成21年度において実施した「阻害要因一覧」の見直し

大分類	中分類	小分類	項目数 (新)	項目数 (旧)	
業務運営の効率化に関する目標が達成できない阻害要因	非効率な業務運営体制	非効率な業務運営体制	8	23	整理統合
		内部進行管理の不備・不徹底	15	41	
		業務運営の効率化を通じた経費削減の失敗	3	4	
	非効率な施設・設備の利用	1	3		
	合理化の停滞・失敗	2	4		
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標が達成できない阻害要因	自立支援のための取り組みにおけるサービスの質の低下		12	3	細分化
	<ul style="list-style-type: none"> 生活棟における利用者のケガに関する阻害要因 活動支援関連施設における利用者のケガに関する阻害要因 その他の支援施設における利用者のケガに関する阻害要因 道路や所有地などの屋外における利用者のケガに関する阻害要因 所在不明に関する阻害要因 誤与薬に関する阻害要因 誤嚥に関する阻害要因 		4	15	
			9	—	
			5	—	
			9	—	
			9	—	
			4	—	
			7	—	
		3	—		
		調査・研究、養成・研修、援助・助言におけるサービスの質の低下	1	1	
	その他の業務におけるサービスの質の低下	6	6		
	サービス提供に関する第三者評価の実施及び評価結果の公表に関する不備	4	4		
	業務の電子化の停滞	2	9		
予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画の不備			2	2	前年踏襲
その他主務省令で定める業務運営に関する事項の不備	人事に関する計画の不備	1	1		
	施設・設備に関する計画の不備	1	1		
			108	117	整理統合

業務運営の効率化に関する事項

数値目標	業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。
評価の視点	業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。
	また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。



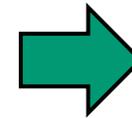
業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。

業務の情報開示

- ・組織、業務及び財務情報
- ・業務運営の状況に関する評価
- ・監査の結果
- ・調査、研究及びセミナー等の業務内容の紹介 等

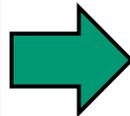


ホームページで
公表

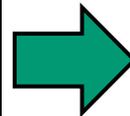
監査機能の強化

平成21年度より『内部監査』の実施

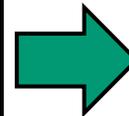
内部監査を
実施するた
めの規程等
の整備



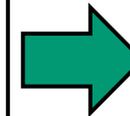
内部監査計
画の策定



監査の実施



監査結果に
ついて、理
事長へ報告



ホームペー
ジで公表

(4月)

(4月)

(7月～12月)

(2月)

(3月)

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、
 ①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。
 ②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。
 また、事故が発生した場合に、原因をどのように分析し、どのような再発防止策を講じているか。

施設利用者の健康維持・安全対策

健康維持対策

- ・定期的な健康診断の実施。
- ・新型・季節性インフルエンザ予防接種の実施。
- ・高齢化等への対応として、外部の専門家を招くなど、積極的に次の対策を実施。
 職員の介護技術の向上、褥瘡防止委員会の運営
 摂食・嚥下障害、シーティング対策

感染症防止対策

- ・感染症予防月間(平成21年11月～3月)を設定し、手洗いうがいの励行、消毒の徹底を図った。
- ・新型インフルエンザの流行を受けて、ワクチン確保、利用者及び職員に対する予防接種を実施し、感染拡大を防ぐことができた。(利用者の罹患なし)

事故件数の推移

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事故	68件	52件	57件	69件	70件	54件	51件
ヒヤリハット	13件	11件	26件	66件	57件	103件	73件

事故防止対策

<事故予防として>

- ・日常的な危険箇所等の点検。
- ・事故防止月間(平成20年7月)を設定し、期間中に重点的な予防対策の呼びかけ。
- ・定期的な防災訓練の実施。
- ・支援職員に対する計画的な研修。
- ・園内の連絡体制の整備。

<事故の再発防止として>

- ・事故防止対策委員会を定期的に開催し、発生原因の分析、事故防止策を検討。
- ・事故の再現と検証を行うなど、様々な機会を通じて同様の事故が起こらないよう、注意喚起。
- ・リスク管理講習会の実施。
 誤与薬の防止等のマニュアルの再認識・徹底

参 考

新型・季節性インフルエンザの対策

感染症対策委員会

感染症の未然の防止と万一発生した場合の対策を講じるため、「感染症対策委員会」を開催し、迅速な対応を図った。特に、平成21年度は**新型インフルエンザ**の全国的な流行に伴い、例年よりも感染症対策を徹底して行い、予防に努めた。



ワクチンの速やかな供給を図るための手続き、タミフルの備蓄状況の定期確認
タミフル予防投与及び手洗い・うがい・マスク着用を徹底し、更に、職員や職員の家族等が罹患した場合は、出勤停止等措置



新型インフルエンザ	季節性インフルエンザ
2人(アレルギー等)を除き、利用者全員にワクチン接種	5人(アレルギー等)を除き、利用者全員にワクチン接種
感染者 0人	感染者 0人

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

業務改善の取組を適切に講じているか。
 (業務改善の取組: 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等)

業務改善の取組

国民及び職員からの意見聴取について(平成21年12月閣議決定)

国民からの苦情・要望等

職員からの業務改善やムダ削減に関する提案等

平成21年度

現行の苦情解決制度を踏まえた対応、解決方法等の検討

システムの構築に向けた検討

平成22年度

『国民の声募集(仮称)』制度を創設

『業務改善提案箱(仮称)制度』を創設

業務運営の効率化に関する事項

1-(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

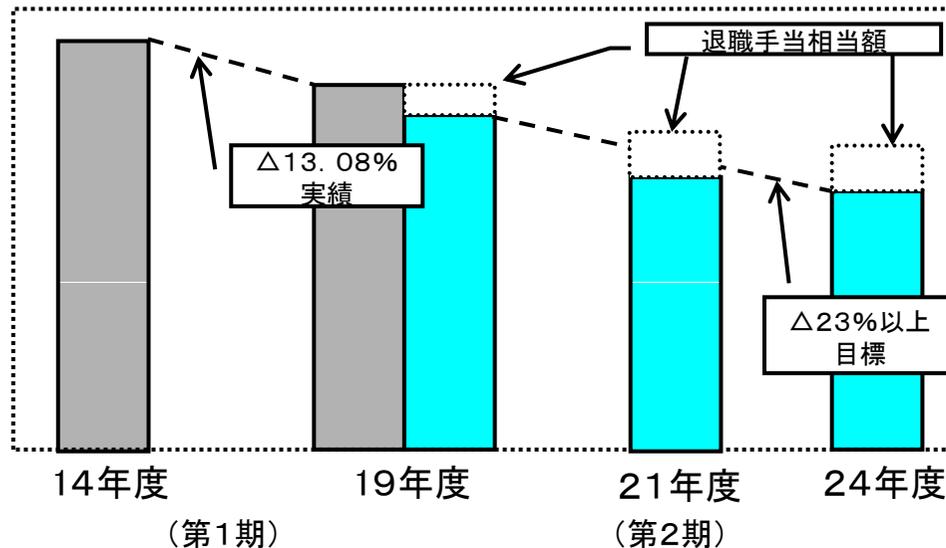
【評価項目3】

自己評定 A

評価の視点	一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比較して、どの程度節減が図られているか。
数値目標	一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上削減すること。

運営費交付金の節減目標

〔運営費交付金節減のイメージ〕



第1期中期目標期間

運営費交付金(予算額)を13%以上削減。

平成14年度
2,937百万円

⇒
△13.08%

平成19年度
2,553百万円

第2期中期目標期間

運営費交付金(予算額、退職手当相当額を除く)を23%以上削減。

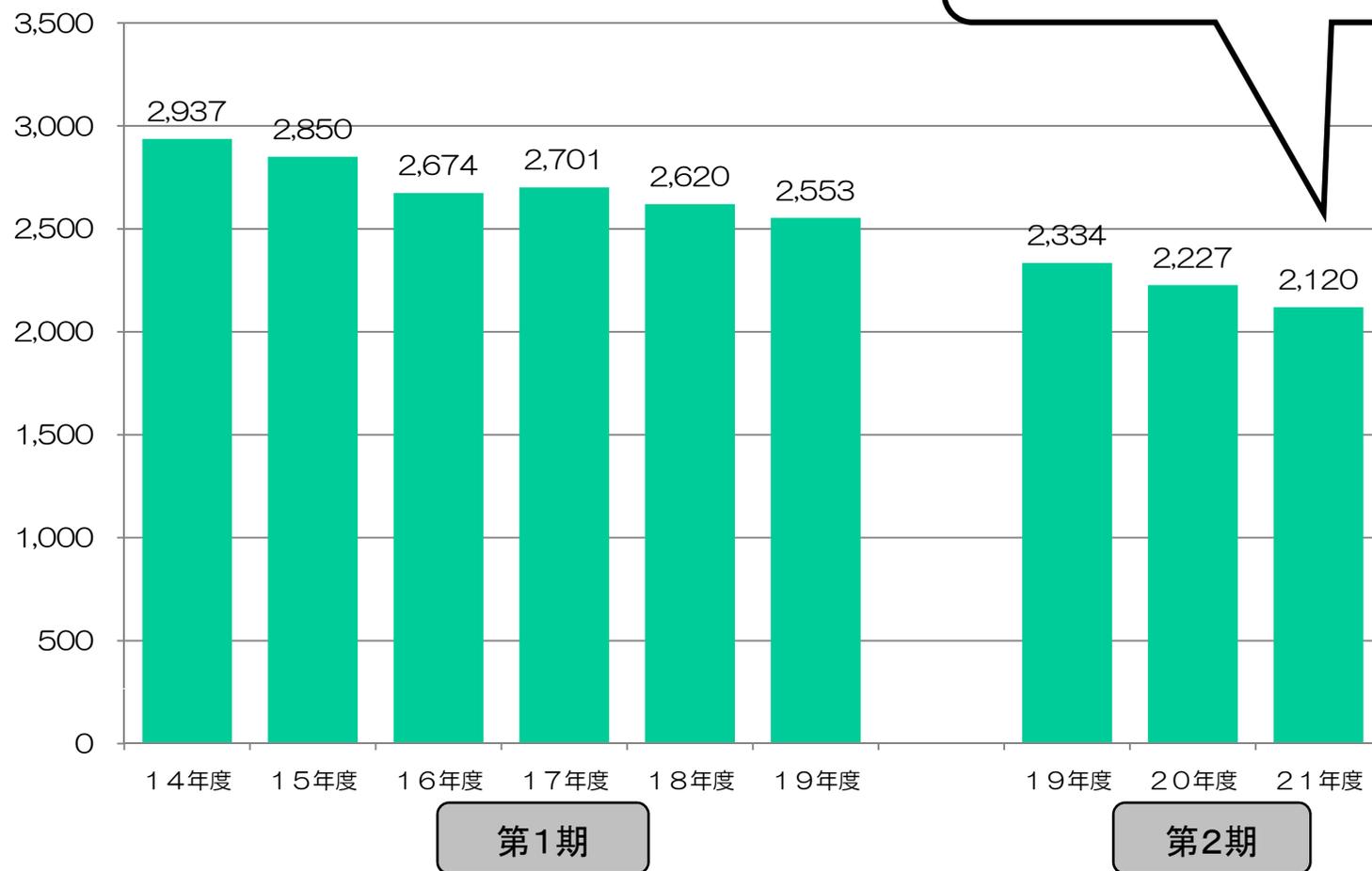
平成19年度
2,334百万円

⇒
△23.0%

平成24年度
1,797百万円

運営費交付金 予算額の推移

(単位:百万円)

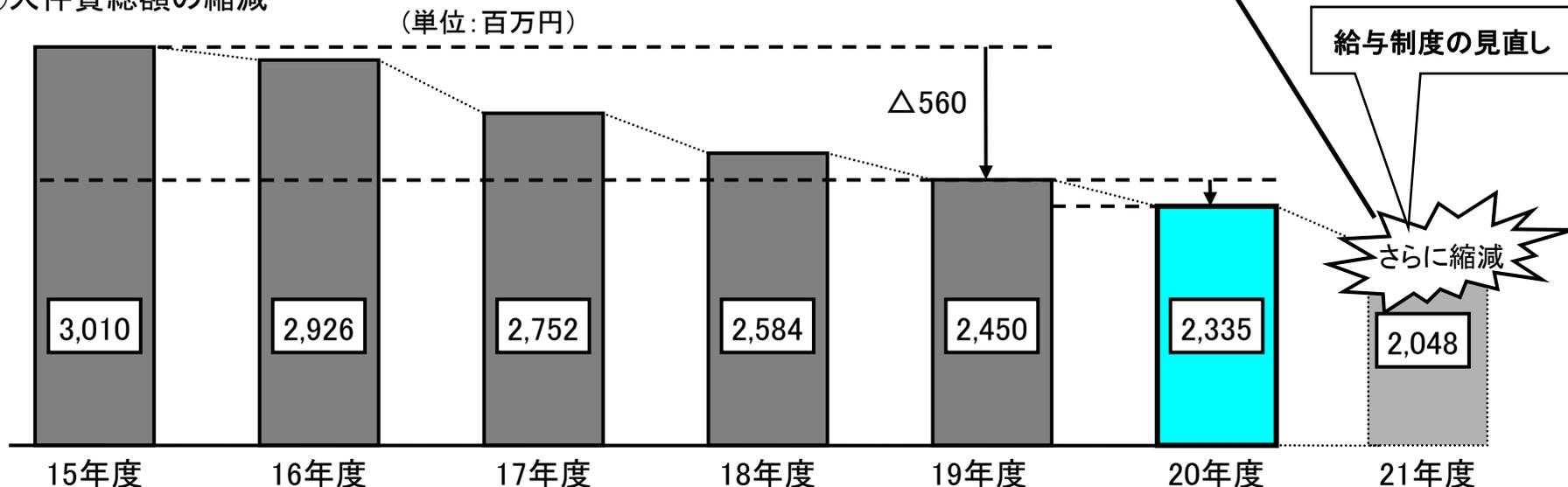


※退職手当相当額を除く

経費の節減

○ 平成21年度において、287 百万円を削減

①人件費総額の縮減



〔これまでの取組〕

○常勤職員数の削減

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
現員(期末)	297人	289人	281人	274人	267人	256人	246人

○給与水準の引き下げ

職員分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
俸給	△1.20%	△3.50%	△3.49%	△3.50%	△3.50%	給与制度の見直しを検討	俸給平均△4.8%
賞与	△0.25月						特別手当等の引下げ

△14%削減(役員も同じ)

②契約の適正化

「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式に移行。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

事業収入の増加を図るための取組を行っているか。

○ 運営費交付金以外の収入は、介護給付費、訓練等給付費等の改定その他、新しい障害福祉サービスの取組や診療収入などにより収入の増を確保。(単位:百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
障害福祉サービス提供に係る公費収入 (注1)	1,579	1,518	1,502	1,515	1,470	1,633
診療収入	79	87	98	99	89	102
その他収入 (注2)	10	11	19	32	57	42

(注1)平成16年度及び17年度、並びに18年度前期は、支援費収入であり、18年度後期及び19年度以降は、介護給付費・訓練等給付費収入である。

(注2)その他の収入には、実習生等の実習料収入、作業生産物等売払収入、国や地方自治体からの補助金収入、受託収入が含まれる。

平成21年度における収入確保に向けた取組 (主なもの)

《障害福祉サービスの充実》

- ・ 新たに施設外の生活介護事業所「さんぼみち」を開所し、通所利用者の新規開拓に努めた。
- ・ 就労移行支援の利用拡大など計画的な実施を図るとともに、日中一時支援事業等の推進に努めた。

《補助金等の確保》

- ・ 国の政策課題となっている「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の支援」及び「行動援護」に係る調査・研究事業について、国の補助事業(障害者保健福祉推進事業)に応募し、研究事業経費の確保(25百万円)に努めたほか、群馬県等の委託事業を積極的に受託。

《診療収入の確保》

- ・ 4月から精神科医の常勤化に伴い、発達障害等の一般外来患者による新患(178人)が増加。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。

コスト削減や効率化の観点から、各部所において点検した結果、冗費は発生していない。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

国民のニーズとずれている事務・事業や費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

当法人が実施している事務・事業を点検した結果、国民のニーズとずれている事務・事業はない。

なお、高崎市から受託している相談支援事業については、受託費の額が年間7百万円と低く、家賃、人件費に到底及ぶものではないが、相談支援延べ件数が年間、4千件を超え、相当なニーズがあり、地域の障害者にとってはなくてはならないものであるため、平成20年度に引き続き、平成21年度においても実施。

業務運営の効率化に関する事項

2 効率的かつ効果的な施設・整備の利用

【評価項目4】

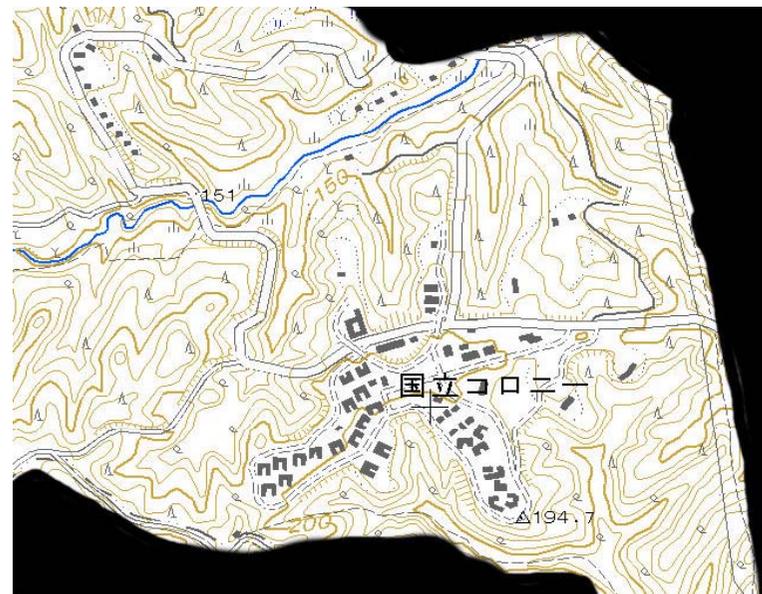
自己評価 A

評価の視点

保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様)

資産利用検討委員会を年2回開催し、資産(土地・建物)の状況の再確認を行い、土地の有効活用に努めた。また、効率的かつ効果的な利用方法について、検討を行った。

- 保有資産の所在地は、
 - ①群馬県高崎市を臨む丘陵地(高さ200m)であって、かつ、起伏が激しいこと
 - ②約8割が山林、保安林であることから、売却は極めて困難。



◎保有資産の状況

敷地総面積 232万㎡(約70万坪)

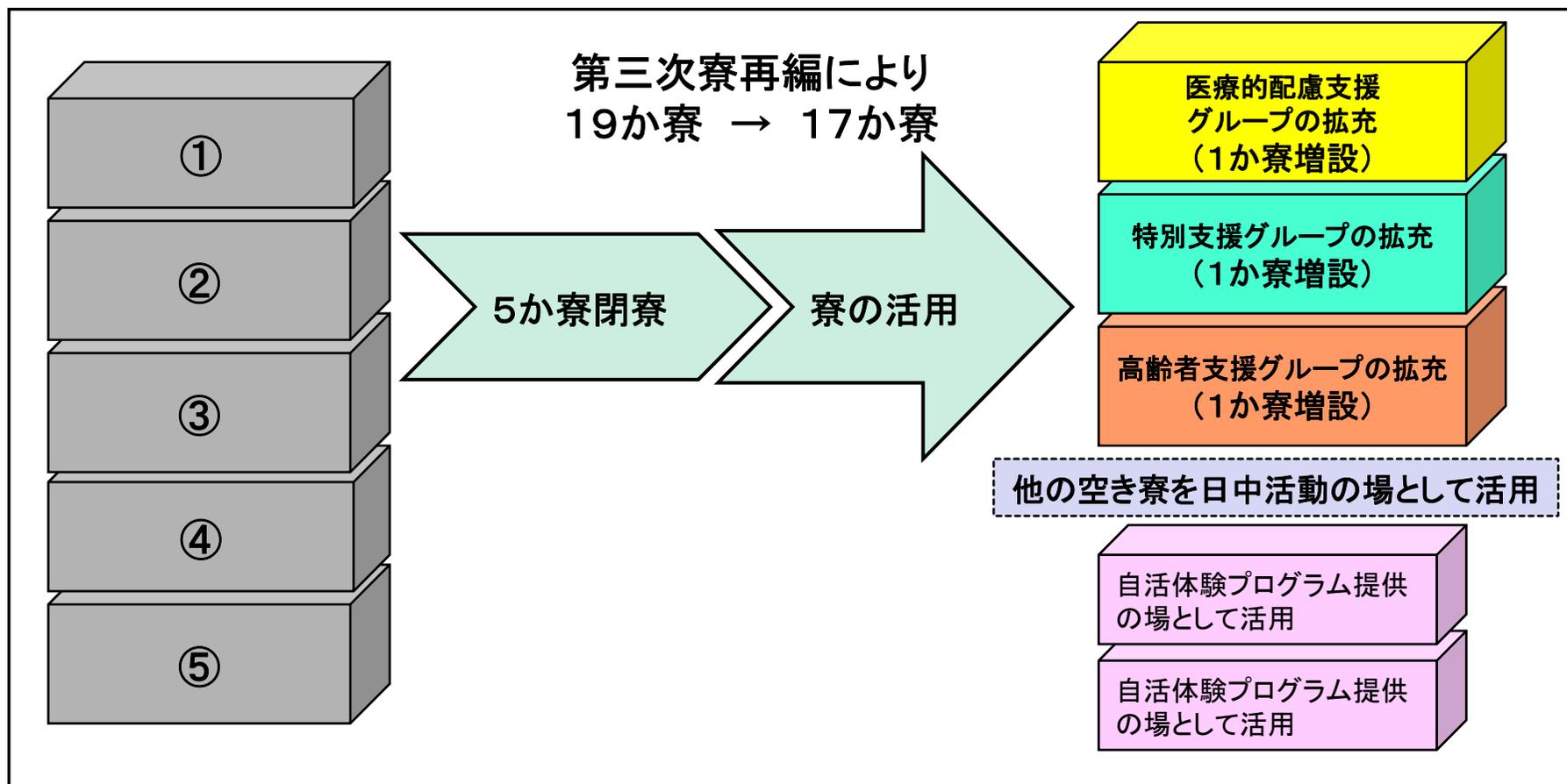
宅地・雑種地の面積割合は21.6%(50万㎡)。このうち売却可能性のある土地(宅地)はさらに少なく、0.5%程度(1万㎡)であるが、現在、施設利用者の地域生活に向けた訓練の場として使用中。宅地・雑種地以外の土地(約8割に及ぶ)は、資産価値の低い山林、保安林となっている。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。

第三次寮再編により、自立支援寮5か寮を閉寮し、利用者のニーズに対応するため、3か寮を新設、他は日中活動支援の場として活用。



業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

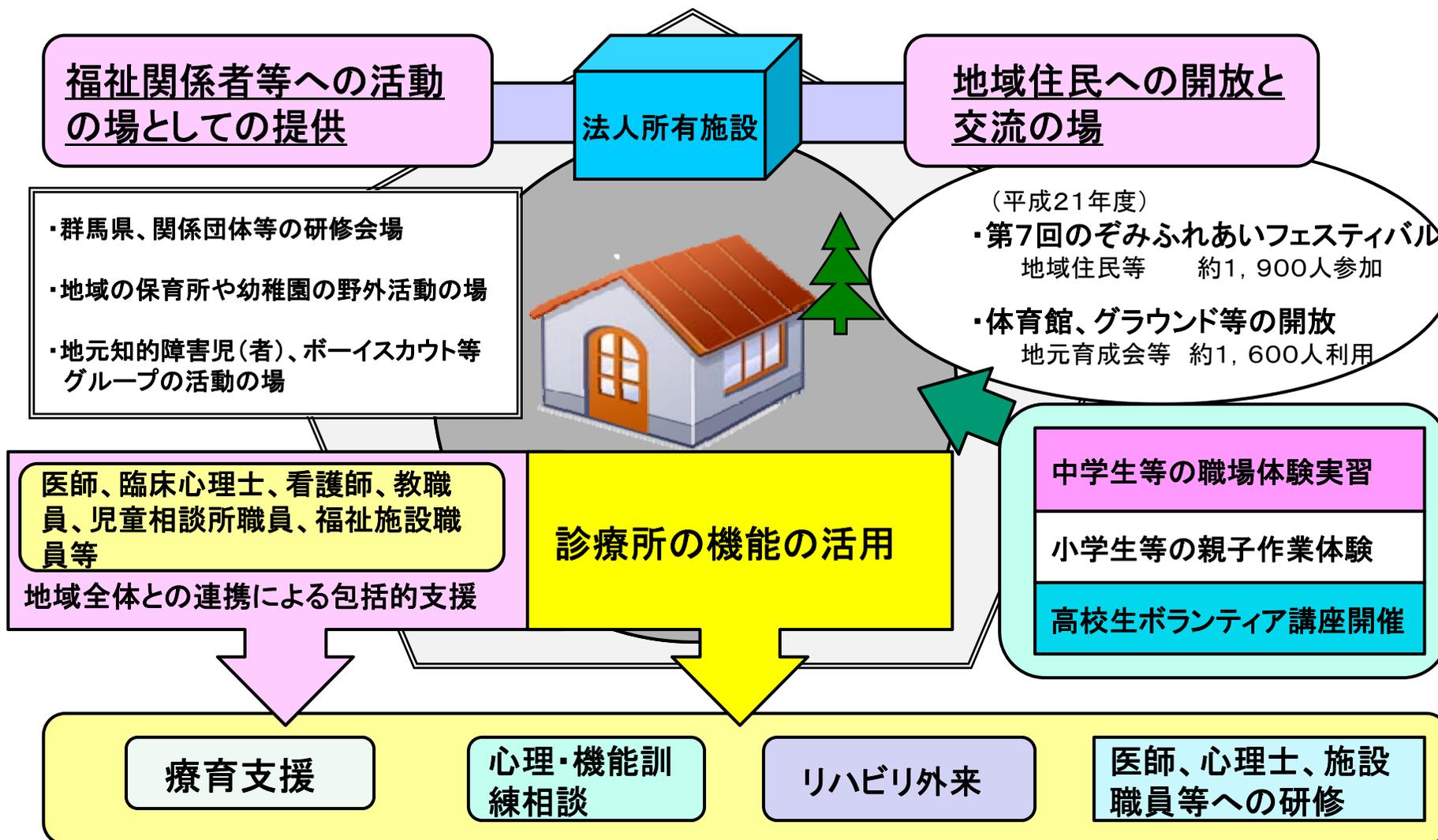
保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。

平成21年度監事監査において、指摘事項等はなかった。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。



業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。

施設利用者に対する適切な医療の提供

施設利用者の健康管理、
医療的ケアの必要な寮への
訪問看護を実施

内科健診
子宮がん・乳がん検診
インフルエンザ予防接種
褥瘡予防
摂食・嚥下障害リハビリテーション
シーティング(座位訓練)

行動障害等の著しく支援が困難な者に対し、
精神科医と臨床心理士が連携して対応

地域医療への貢献

地域の知的障害者(児)及び家族等
に対して外来診療を提供

<診療科目>

標榜科:内科、精神科、整形外科、皮膚科
歯科

特別外来:心理相談、機能訓練

地域の知的障害者(児)等が地域の
医療を受けやすい環境づくりへの取組み

診療所外来に通院している発達障害児の保護
者を対象に、月1回の家族心理教育を実施

診療所

児童思春期外来においては

教育委員会、各教育機関、
児童相談所、保健センター、
地域の関連病院
と連携

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。
 その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。
 (政・独委評価の視点)

「独立行政法人整理合理化計画」における資産についての処分等に関する指摘はされていない。

業務運営の効率化に関する事項

3 合理化の推進

【評価項目5】

自己評価 B

評価の視点

「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。
(政・独委評価の視点事項と同様)

評価の視点

随意契約見直し計画に基づき、競争性のある契約を60%以上とする。

① 随意契約見直し計画実施状況等

- ・ 「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式へ移行。その状況については、のぞみの園ホームページで公表。

② 随意契約見直し計画に対する達成状況

区 分	見直し計画		平成18年度		平成21年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(35.6%) 16	(63.9%) 2.3	(20.0%) 9	(36.9%) 1.3	(50.0%) 33	(68.3%) 4.3
企画競争・公募	(2.2%) 1	(2.8%) 0.1	(0%) 0	(0%) 0	(3.0%) 2	(12.7%) 0.8
競争性のある契約(小計)	(37.8%) 17	(66.7%) 2.4	(20.0%) 9	(36.9%) 1.3	(53.0%)※1 35	(81.0%) 5.1
競争性のない随意契約	(62.2%) 28	(33.3%) 1.2	(80.0%) 36	(63.1%) 2.3	(47.0%) 31※2	(19.0%) 1.2
合 計	(100%) 45	(100%) 3.6	(100%) 45	(100%) 3.6	(100%) 66	(100%) 6.3

※1 競争性のない契約(随意契約)については、31件中24件が毎月支払われる電気料金及び上下水道料金といった公共料金であり、この件数をカウントしなければ、競争性のない契約は7件、母数(契約総件数)は42件となり、**競争性のある契約割合は83%となる。**

※2 21年度の随意契約31件は、すべて公共料金等の競争入札に適しないもの、又は契約先が指定されているもの等である。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	<p>一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。 (政・独委評価の視点事項と同様)</p>
	<p>入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>

入札案件について、全て一般競争等の競争性の高い契約方式を実施した。
 また、一層の競争性・透明性を確保するため、「一者応札・一者応募に係る改善方策について」(平成21年7月24日付)を策定。

監事監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定に基づいた入札・契約の実施状況についてチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。
 また、会計監査人による往査において、関係書類のチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

監事監査において、入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた後、契約監視委員会において、更に見直し・点検が行われた結果、問題となる指摘はなかった。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)
評価の視点	関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

該当なし

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等の見直し計画」が計画どおり進んでいるか。

平成21年度は、平成22年1月26日、3月5日に当法人の契約監視委員会が開催され、見直し・点検が行われた。また、随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの(公共料金、MRI保守等)を除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式を実施した。

Part 2

国民に対して提供するサービスその他業務の質に関する事項

1－(1) 地域移行に向けた取組

① 施設利用者の地域移行のスピードアップ

【評価項目6】

② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

ア 本人及び保護者の同意を得るための取組

【評価項目7】

② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

イ 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援

【評価項目8】

1－(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援

【評価項目9】

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1-(1)地域移行に向けた取組

【評価項目6】

①施設利用者の地域移行のスピードアップ

自己評定 S

評価の視点	施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。
数値目標	重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。
	施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。

第1期中期目標期間

第2期中期目標期間

○地域移行の実績

第1期地域移行者合計 44人
(H15年10月～H19年度末)

年度目標
15～20人
達成！！

○地域移行の実績

20年度	21年度
24人(28人)	21人(23人)

(地域移行が決定していたが2人が死亡等で移行を断念した)

H15以降 89人が地域移行する

○第2期中期目標
独法移行時と比較して、
施設利用者
数を3割縮減

2割5分縮減

区分	H15.10.1	H21末	差引
施設利用者数	499人	371人	△128人

地域生活移行支援事業の移行が困難な要因・理由と対策

保護者・家族の同意が得られにくい。

高齢化した家族が施設から出ることにより 難色を示す。

(平成22年6月1日現在)

移行同意	33人 (8.9%)
同意の可能性	101人 (27.4%)
同意困難 (拒否・疎遠)	235人 (63.7%)

家族が困難とする理由

- ・現在の生活の変化を求めない・のぞみの園の生活が一番安心できる
- ・「自分の子は無理」との固定概念・入所時の終身保護の約束

- ① 面会時の個別説明
- ② 地域移行者紹介の「移行課通信」の発行増
- ③ 来園の少ない家族への家庭訪問による説明
- ④ 職員説明会による地域移行の意義の説明
- ⑤ 移行先の社会資源の情報提供(見学・体験利用)

入所者本人の体験不足

地域生活のためには順応するための一定の体験が必要

理由

- ・重度・重複等の障害が有ること
- ・30年以上の施設経験により地域生活をイメージしにくい。

- ① 地域生活体験ホーム(施設内外)の体験により、本人・家族の地域生活への自信を得る
- ② 移行予定先の見学・納得するまでの体験利用

移行先の確保が困難

理由

- ・都市部を中心にケアホーム等の待機者が多い
- ・重度・重複かつ高齢であることから本人にあった生活の場・日中活動の確保が困難
- ・出身地が全国であり、移行先を捜すこと体験利用に時間・経費を要する。
- ・自治体が、地元待機者の優先、他の自治体出身者の受入拒否

- ① 厚労省からの都道府県への協力要請(重点都道府県)
- ② 障害程度区分認定調査時の市町村からの情報提供
- ③ 直営ケアホームの定員増
- ④ 先駆的に展開している事業所への協力要請

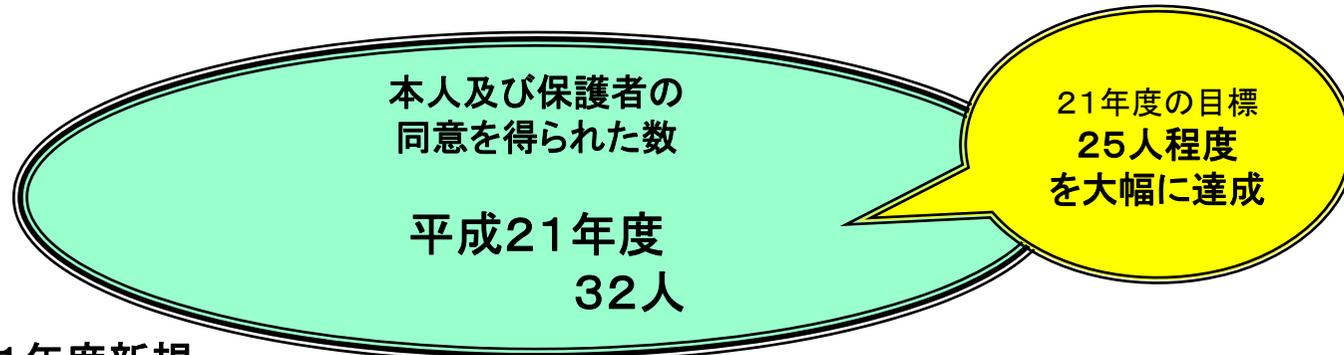
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践
ア 本人及び保護者の同意を得るための取組

【評価項目7】

自己評定 S

評価の視点	施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。
数値目標	平成21年度中に25人程度の保護者の同意を得る。



21年度新規

- ◎保護者会等で、保護者へ個別対応の強化
- ◎地域移行した生活の状況を映像化し、説明
- ◎地元の事業所を調査し、保護者へ紹介



- ①保護者全員に地域移行した者を紹介する「地域移行通信」を年6回定期発行
- ② 来園機会の少ない保護者37人へ保護者宅等へ訪問(来園)を行い、移行への働きかけを行った。
- ③ 職員への地域移行の研修会により、取組内容の周知を再確認

(参考)地域移行の同意が得られた者の推移

		新たに同意を得られた者	累計	※うち地域移行が実現した者
第1期中期目標 合計		66人	—	44人
第2期中期目標	平成20年度	29人 (25人)	95人 (91人)	24人
	平成21年度	32人 (30人)	127人 (121人)	21人

(※)下段()は、死亡等により地域移行を断念した者を除いた数

過去最大値

施設利用者の自立に向けた効果的な支援の提供

〔地域生活への自立〕

国立のぞみの園 生活寮

地域生活体験ホーム

～ 法人独自事業 ～

宿泊体験

2泊3日～1か月

長期利用(施設内)

6か月～1年

長期利用(施設外)

6か月～

地域移行

地元施設

ケアホーム等

ケアホーム等

平成20年度宿泊体験の状況

区分	実人数	延べ人数	延べ日数
宿泊体験	64人	85人	537人



平成21年度宿泊体験の状況

区分	実人数	延べ人数	延べ日数
宿泊体験	30人	55人	656人

※平成21年度から
○重介護型の宿泊体験を実施

(平成21年度
実人数3人 延べ人数263日)

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

【評価項目8】

イ 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援

自己評価 S

評価の視点

施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。

- ① 地域移行先を確保するための取組はどのようになっているか。
- ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。

①. 移行先を確保するための取組

①出身地方自治体等に対する協力依頼

◎ 全国障害保健福祉関係主管課長会議(平成21年3月12日)における要請

ア 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行に関する協力を依頼。

イ 平成21年度の重点都道府県として設定した1府6県
(大阪府、茨城県、栃木県、岐阜県、山口県、広島県、大分県)
に対して、直接時間を設け具体的に協力依頼。

◎ 市区町村による障害程度区分認定調査聞き取りの際、援護機関へ移行先(事業所等)の情報提供を依頼した。

(平成21年度1府6県の実績)

対象利用者数	地域移行者数		移行先決定 (待機)
	ケアホーム	施設	
50人	3人	5人	5人

②共同生活介護(ケアホーム)の増員

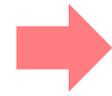
ケアホームの移転5人→7人(バリアフリーの建物・スプリンクラー設置)

移行者に対する地域生活の定着支援

21年度においては、すでに地域移行した者を対象として、施設・事業所等への訪問や電話等により生活状況等の確認を行った。

〔20年度フォローアップの状況〕

1～4回	5～9回	10回以上
21人	17人	24人

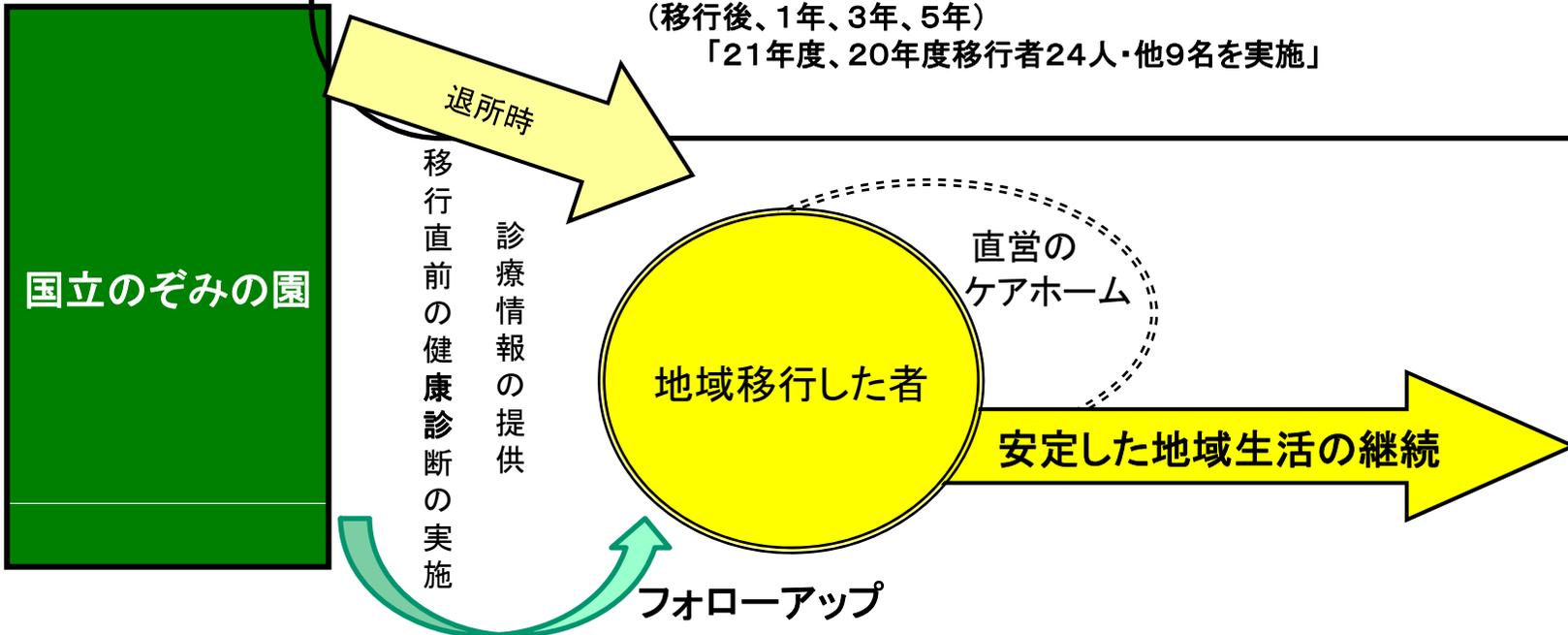


〔21年度フォローアップの状況〕

1～4回	5～9回	10回以上
2人	10人	76人

対象者 89人
総計 1,819回

- ◎地域移行先事業所と移行者本人を対象にアンケートを実施（32人へ実施）
- ◎地域移行者へ事業所を訪問を実施（移行後、1年、3年、5年）
「21年度、20年度移行者24人・他9名を実施」



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1-(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援

【評価項目9】

自己評価 S

評価の視点

重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。

重度・高齢の知的障害者に対する支援

平成17年9月～

- 第一次再編にて高齢者寮1か寮を新設
- 介護やサテライト等による日中活動等の提供

高齢化や重症化等の傾向が顕著となる。

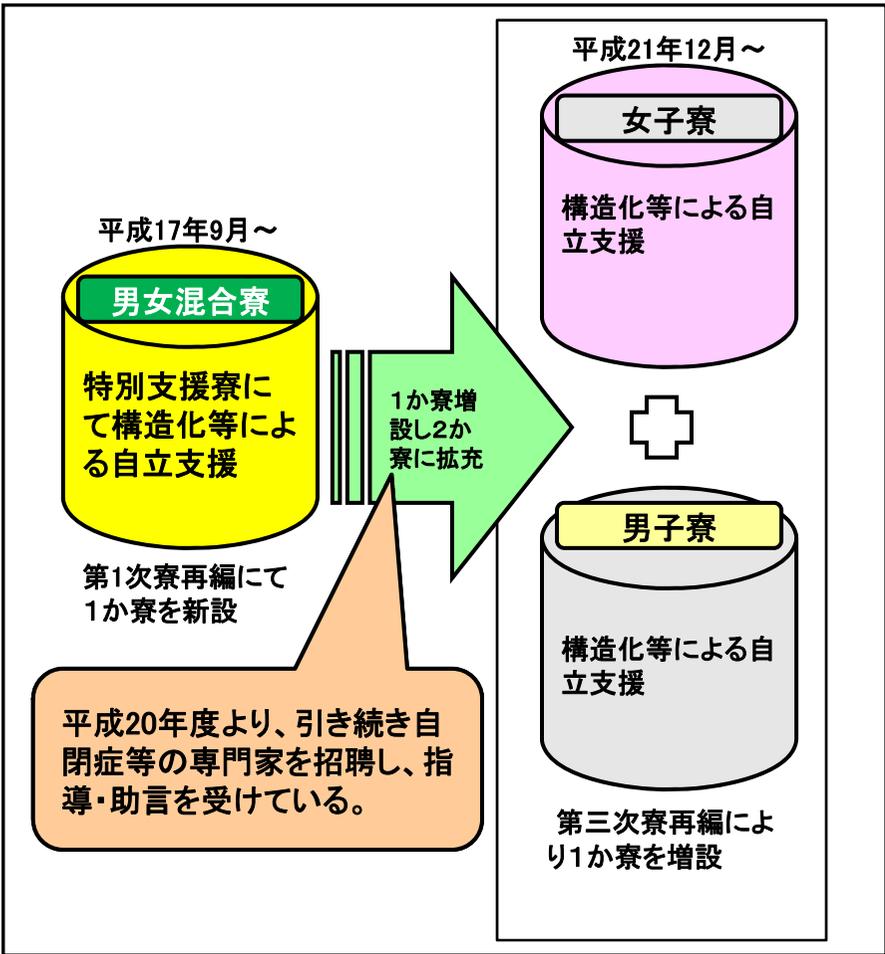
平成21年12月～

- 第三次寮再編実施。高齢者支援グループ及び医療的配慮グループに属する寮をそれぞれ1か寮増設し、高齢者グループ等の拡充を図る。
- 平成21年6月より、高齢者支援グループに経験を持つ専門家を招聘し、指導・助言を受ける。

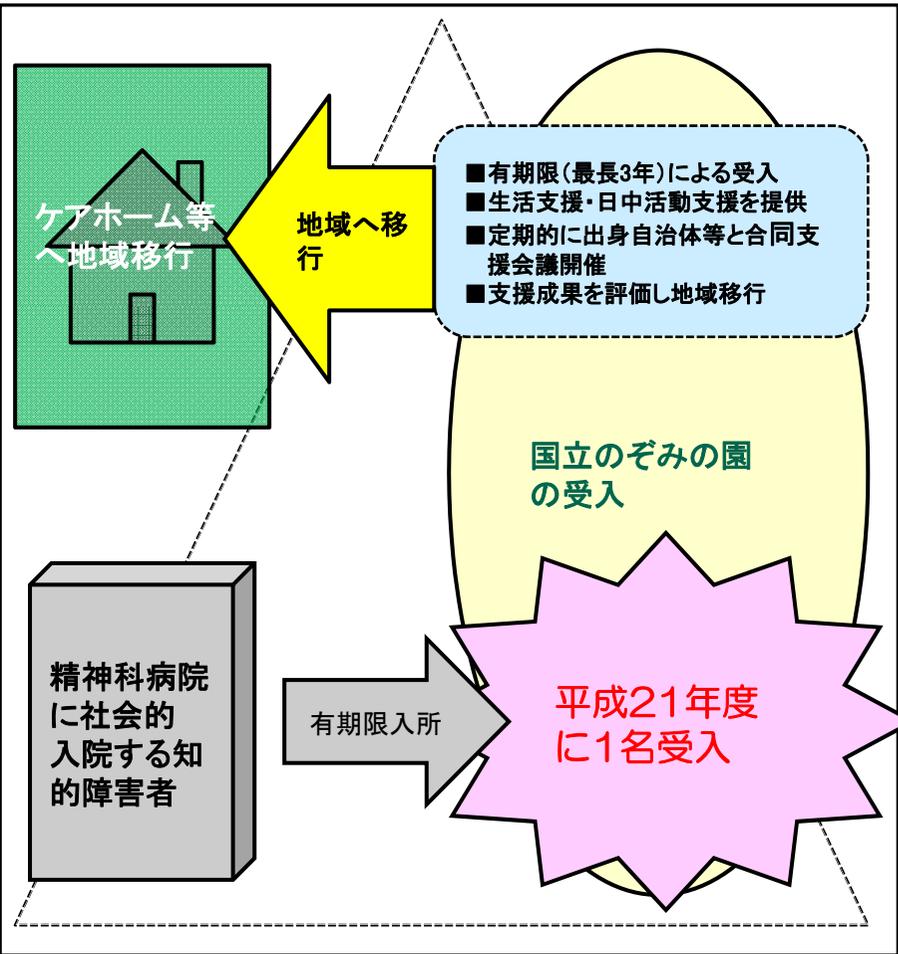
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。

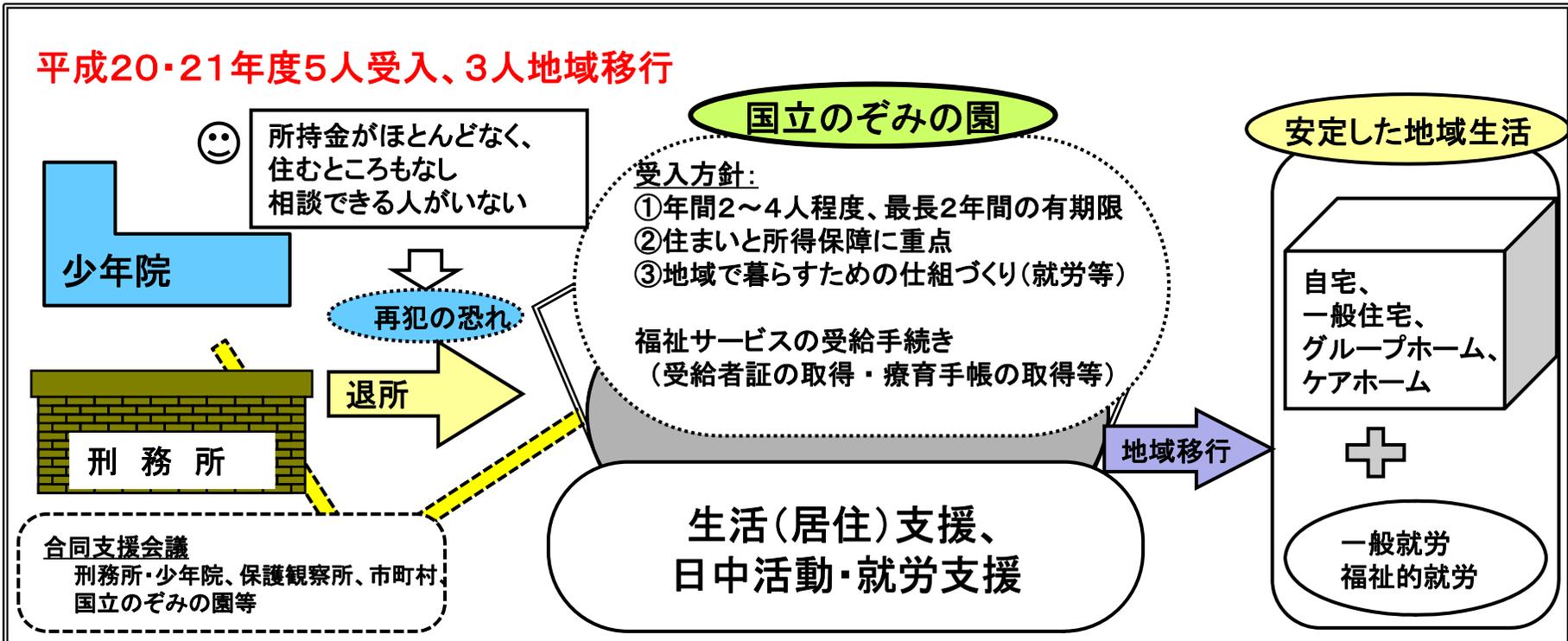
自閉症及び行動障害等を有する者に対する自立支援



精神科病院に社会的入院する知的障害者に対する自立支援



福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者へのモデル的支援



	性別	IQ	過去の福祉 制度利用	出身地	就労意欲	移行先			入所期間
						生活の場	移行地域	就労等	
A	男	76	×	県外	○	通勤寮	出身県	就 職 (施設用務員)	10ヶ月
B	男	52	○	県外	○	アパート	県内	就 職 (コンビニ店員)	11ヶ月
C	男	49	○	県内	△	ケアホーム (予定)	県内	就労継続B(予定)	未定
D	男	54	×	県外	△	ケアホーム	出身県	就労継続B	7ヶ月
E	男	52	○	県外	○	ケアホーム (予定)	出身県	就労継続B(予定)	未定

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点

全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。

認知症のスクリーニングツールの開発

高齢で認知症の罹病が原因と考えられる行動障害の予防策として、障害福祉施設現場で活用できる認知症のスクリーニングツールを翻訳し、その日本語版の信頼性・妥当性の研究を行った(3年次計画の1年目)。

自閉症・行動障害のある利用者への実践事例

自閉症支援者育成プロジェクトを中心に、行動障害のある利用者に対する支援事例をまとめた。多くの障害福祉施設現場で応用ができる事例集の作成に向け、編集委員会を設置しハンドブック出版準備を行った(平成22年度上期完成予定)。

平成21年度 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究

(平成21年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)による研究事業)

1. 事業内容

(1) 支援プログラムの開発

研究検討委員会の検討

全国の先駆的事業所の支援事例の収集及び内容の検証

- * 委員 全国の先駆的事業所・行政
- * アドバイザー 法務省・厚労省各担当者

(2) 受入れマニュアルの作成

事業所種別のマニュアル・ポイントをまとめる。

- ① 障害者支援施設 ② 救護施設、③ グループホーム・ケアホーム、
- ④ 地域生活支援センター ⑤ 更生保護施設

(3) 地域生活移行者へのモデル的支援

国立のぞみの園、飛山の里(栃木県)、滋賀県社会福祉事業団(滋賀県)



2. 啓発活動

(1) 報告書(事業所種別普及版)の作成・配布

(2) 国立のぞみの園福祉セミナー2010

平成22年2月25、26日(高崎) 参加者299人(法務関係者70人)

Part 3

国民に対して提供するサービスその他業務の質に関する事項

2-(1) 調査・研究のテーマ、実施体制等

【評価項目10】

2-(2) 成果の積極的な普及・活用

【評価項目11】

3 養成・研修、ボランティアの養成

【評価項目12】

4 援助・助言

【評価項目13】

5 その他の業務

【評価項目14】

6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

【評価項目15】

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2-(1)調査・研究のテーマ、実施体制等		【評価項目10】
		自己評価 A
評価の視点	重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。	
数値目標	外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。	

国立のぞみの園研究会議を開催(年2回)



- 【国立のぞみの園研究会議】
- ・ 委員 : 6人 (外部有識者4人、内部委員2人)
平成21年度より外部有識者委員を1人新たに加えた
 - ・ オブザーバー : 厚生労働省障害保健福祉部2人
- 【国立のぞみの園研究会議の内容】
- ・ 年間研究テーマに関する助言・指導
 - ・ 研究結果に関する助言・講評

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。
数値目標	調査・研究を6テーマ以上を実施する。

①	行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と標準化を図るための効果的な実施に関する調査・研究
②	福祉施設の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムに関する調査研究
③	重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究
④	知的障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究
⑤	知的障害者の健康管理・医療と福祉の連携に関する調査・研究
⑥	地域で生活する高齢知的障害者のサービス利用に関する調査・研究
⑦	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設から地域生活に移行した知的障害者に及ぼす影響 ・重介護を必要とする知的障害者の地域生活支援について ・高齢知的障害者の摂食・嚥下障害に関する研究 ・広汎性発達障害における併存精神障害に関する研究 ・重度知的障害者施設における相談援助実習プログラム開発に関する基礎的研究

重度知的障害者の地域移行や高齢・行動障害等の支援が難しい知的障害者の健康や医療・福祉との連携に関するなど、全国の障害福祉の現場に密接に関係するテーマに特化した11テーマの研究実施

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点

設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。
また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。

調査・研究調整会議

年4回開催：役員、参与、参事、診療所、生活支援部、活動支援部、地域支援部の責任者により、研究テーマ毎に各部所との連携方法ならびに進行管理を行い、同時に、研究の妥当性や成果について意見交換を行った。

調査・研究プロジェクト

外部の研究者・関係機関が参加したプロジェクトチームの設置(2研究テーマ)
 ・行動援護サービスの標準化に関する調査・研究：
 外部調査研究委員6人、外部研修委員：15人
 ・矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究：
 研究検討委員会17人(外部委員14人)、アドバイザー14人

外部研究協力員

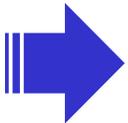
上記調査・研究プロジェクト設置以外の研究についても、外部研究協力者7人、研究協力団体4団体の協力を得て研究を実施した。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2-(2) 成果の積極的な普及・活用 【評価項目11】
自己評価 A

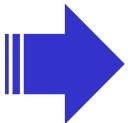
評価の視点	調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。
数値目標	研究紀要を年間1回以上発行する。

平成20年度
研究



【研究紀要第2号】
平成21年11月（600部）発行
社会福祉関係学部のある大学・専門
学校・都道府県・福祉協会・育成会等
関係機関等に送付

平成21年度
研究



予定

【研究紀要第3号】
平成22年6月（600部）発行予定

【関係団体・学会発表等】
その他、日本社会福祉学会、日本発達障害学会、群馬県知的障害者福祉協会研究発表会等に、計13件の発表を行い、抄録集等に資料掲載した。





国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。
	調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。
数値目標	調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。

ニュースレター・ホームページ

行動援護と矯正施設等退所者の地域移行研究については、ホームページにその概要を報告。また、調査・研究の内容ならびにその概要をニュースレター年4回(各3,200部発行)で紹介。

摂食・嚥下指導のガイドブック

障害者施設等で働く人のための「摂食・嚥下の基礎知識」を作成(1,000部発行)。関係機関等に配布した。

行動援護啓発パンフレット

「行動援護ででかけてみようー広げよう社会参加の支援ー」のパンフレットを作成(12,000部発行)。全国の関係機関に配布する。また、このパンフレットはPDFファイルとし、ホームページに掲載していた。

調査・研究の成果については、広報媒体物を利用した発表を中心に行っており、これを統計的には把握していないが、①国立のぞみの園研究会議において罪を犯した障害者の地域移行の研究について高評価を得る、②当法人が主催する研究会等において発表する方法で行った場合は、アンケートによる内容の満足度・理解度を調査しており、概ね8割以上が好評との評価を得ている。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 養成・研修、ボランティアの養成

【評価項目12】

自己評価 A

評価の視点

養成・研修の実施状況はどうか。

数値目標

厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成21年度にそれぞれ1回実施する。

【厚生労働省助成事業として開催したセミナー】

- ① 行動援護従業者養成研修中央セミナー
- ② のぞみの園福祉セミナー
(福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて)

【実績】

- ・行動援護従業者養成研修中央セミナーは全国3か所(宮城県・京都府・福岡県)で実施した。
- ・地方での行動援護の普及と従業者の養成を目的として「都道府県インストラクターパワーアップ編」研修を開催し、講師・インストラクターの強化・育成を図った。
- ・研修プログラムは新規開発したものを使用した。

【国立のぞみの福祉セミナー2010】

- ① 「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて」
- ② 「発達障害～ライフステージに基づいた支援と理解」

【実績】

- ・福祉セミナーは、国の政策課題として取り上げられている内容をテーマに2回実施した。
- ①福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援については、法務関係者70人を含む299人(38都道府県から)の受講があった。
- ②発達障害児(者)の支援については、福祉・教育・医療関係者を集め、212人(22都府県から)の受講があった。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。
	最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成21年度に2回実施する。

国立のぞみの園 主催セミナー

-国の政策課題や最先端の医学知識の紹介、普及等を目的として実施した内容-

実績	名称およびタイトル	開催場所	受講者数
1	行動援護従業者養成研修中央セミナー 「都道府県インストラクターパワーアップ編」	東京都	101人
2	行動援護従業者養成研修中央セミナー ①	宮城県	81人
3	行動援護従業者養成研修中央セミナー ②	京都府	147人
4	行動援護従業者養成研修中央セミナー ③	福岡県	109人
5	国立のぞみの園福祉セミナー2010 「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等への地域生活支援に向けて」	高崎市	299人
6	国立のぞみの園福祉セミナー2010「発達障害～ライフステージに基づいた支援と理解」	高崎市	212人
7	障害医療セミナー「発達障害の理解と支援」	高崎市	195人
8	障害医療セミナー「認知症の理解と支援」	高崎市	125人

2～5は、厚生労働省からの助成事業。全8回の受講者合計数は1,269人。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点

大学・専門学校の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。

ボランティアの養成の取組状況はどうか。

国立のぞみの園 実習とボランティア

-効果的な実習とボランティアの養成-

【実習生受入実績】

年度	受入数
21年度	905人
20年度	922人

・昨年度日本社会事業大学と共同開発した「新カリキュラムに対応した相談援助実習プログラム」を総合施設として有す資源を使って、三者連携（教育機関学生・法人）のもと、検証した。

・さらに、養成校で開催した実習報告会において「国立のぞみの園相談援助実習計画書」として紹介した。

・社会福祉士、保育士、教員の養成を中心とする他、医学部の学生や警察学校生、高校生のホームヘルパー実習、中学生の社会体験など、多種多様な実習に対応出来る体制を整えている。

【ボランティア受入実績】

年度	受入数
21年度	694人
20年度	978人

・新型インフルエンザ対策として、5月～7月の間ボランティアの受入を中止した。

・ボランティアの養成として、次代を担う高校生を30人（高崎市内5校より）受入れ、利用者とのふれ合い、福祉機器の体験、作業体験を通して、障害者支援の理解を深める取組を実施した。

・福祉団体、社協、企業、学校、一般からの希望に沿うよう、当施設のフィールドを生かしたボランティアメニューを用意し、受入れている。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 援助・助言

【評価項目13】

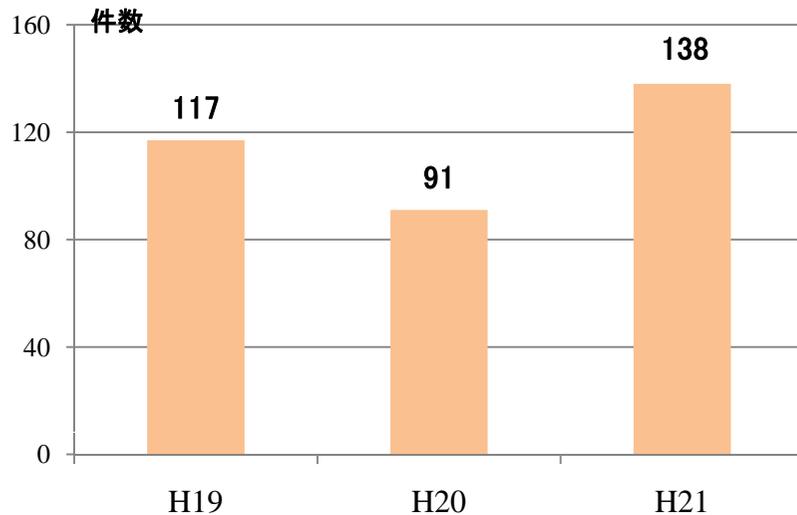
自己評価 A

評価の視点

援助・助言の実施件数はどうなっているか。

援助・助言の実績：平成20年度の件数(91件)を大幅に上回る実績138件

援助・助言実施件数の推移



他に、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業に関する刑務所、児童相談所、福祉施設等からの相談支援の件数が**34**件あった。

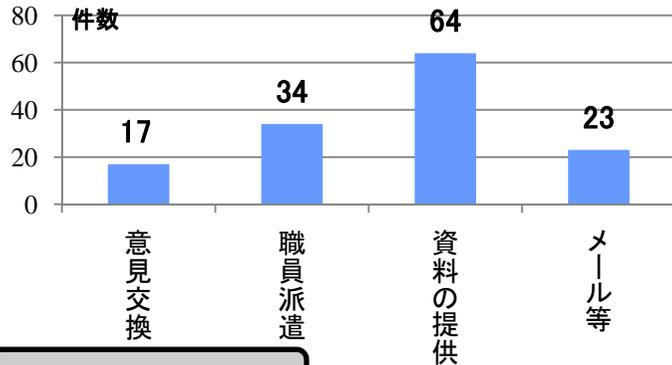
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。
	援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。

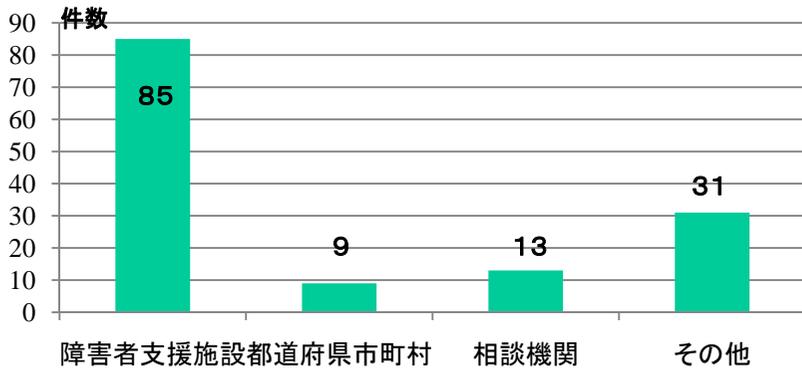
援助・助言の提供方法

利用促進への取り組み

対応方法



援助・助言の要請者



○ニュースレターへの掲載

[群馬県知的障害者の医療を考える会 小冊子]についての広報記事
 [行動援護事業]についての広報記事
 [援助・助言の業務内容、問い合わせ等]について 援助・助言に係わる当法人の役割を紹介

○リーフレットの配布

[援助・助言の内容、利用方法]をPRしたリーフレットを研修等や見学者に配布

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 その他の業務

【評価項目14】

自己評価 A

評価の視点

診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。
また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。

施設利用者に対する適切な医療の提供

地域医療への貢献

施設利用者の健康管理、
医療的ケアの必要な寮への
訪問看護を実施

内科健診
子宮がん・乳がん検診
インフルエンザ予防接種
褥瘡予防
摂食・嚥下障害リハビリテーション
シーティング(座位訓練)

行動障害等の著しく支援が困難な者に対し、
精神科医と臨床心理士が連携して対応



地域の知的障害者(児)及び家族等に対して外来診療を提供

<診療科目>

標榜科:内科、精神科、整形外科、皮膚科
歯科

特別外来:心理相談、機能訓練

地域の知的障害者(児)等が地域の
医療を受けやすい環境づくりへの取組み

診療所外来に通院している発達障害児の保護者
を対象に、月1回の家族心理教育を実施

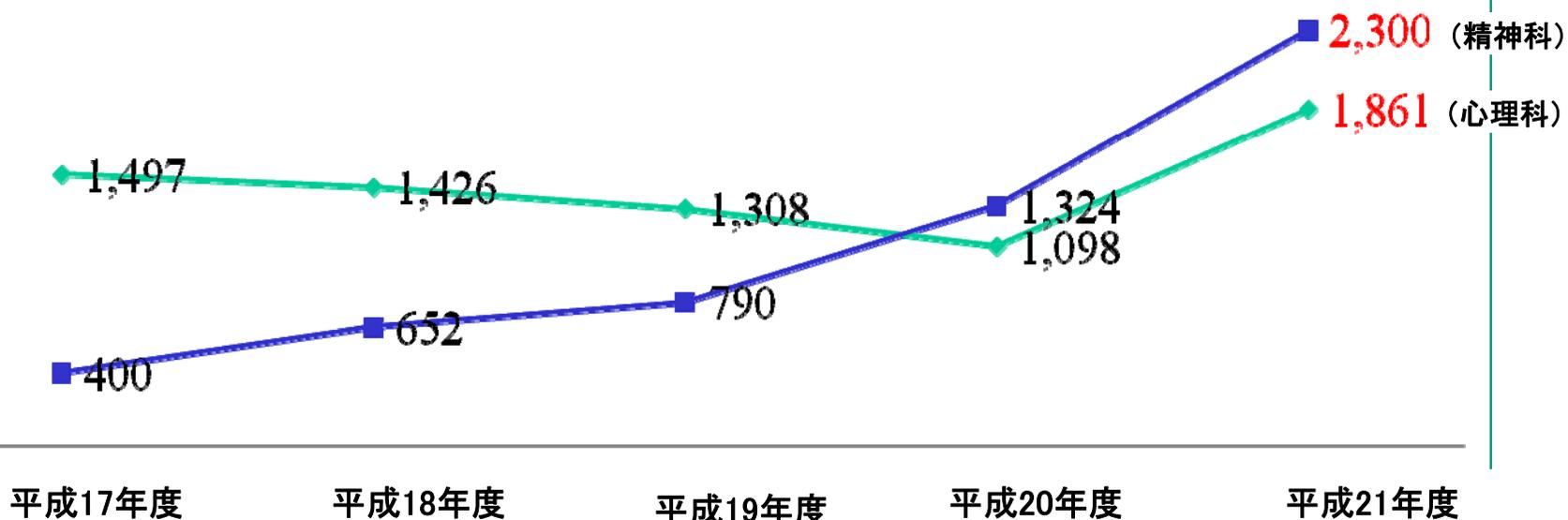
児童思春期外来においては
教育委員会、各教育機関、児童相談所、
保健センター、地域の関連病院と連携

診療所の機能の活用(地域の知的障害者等への医療提供)

＜地域の知的障害者等が利用できる診療科目＞
(標榜科)内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科 (特別外来)心理相談、機能訓練

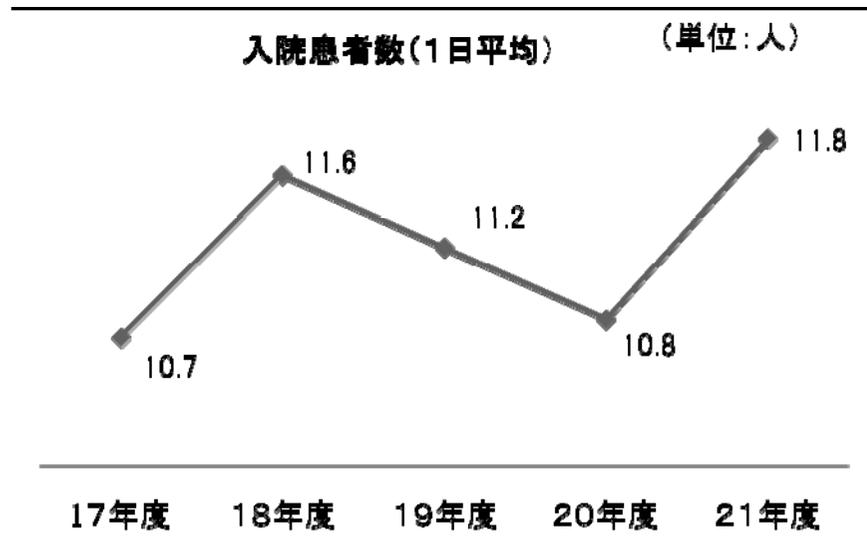
特に、平成21年度においては、4月より精神科専門医1名常勤採用に伴い
発達障害等の一般外来患者数が大幅に増加

心理科・精神科外来患者数の推移

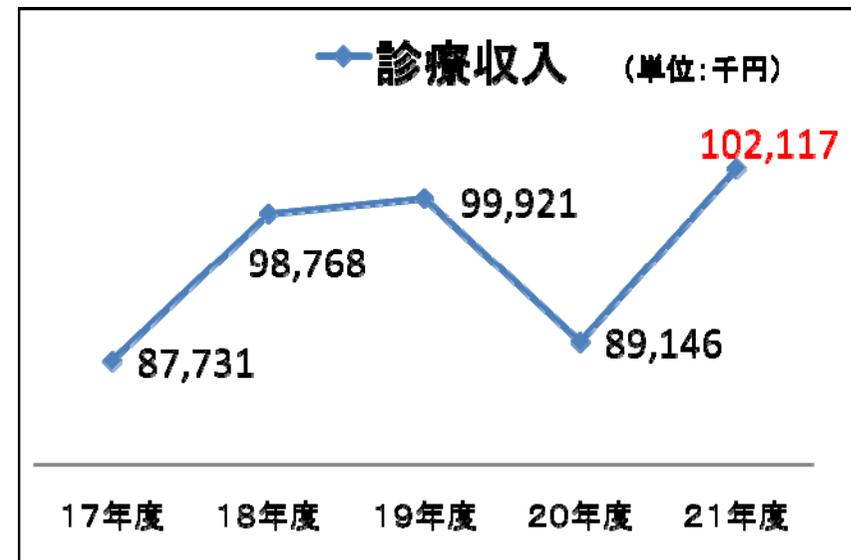


診療所利用患者数及び収支の推移①

入院患者数



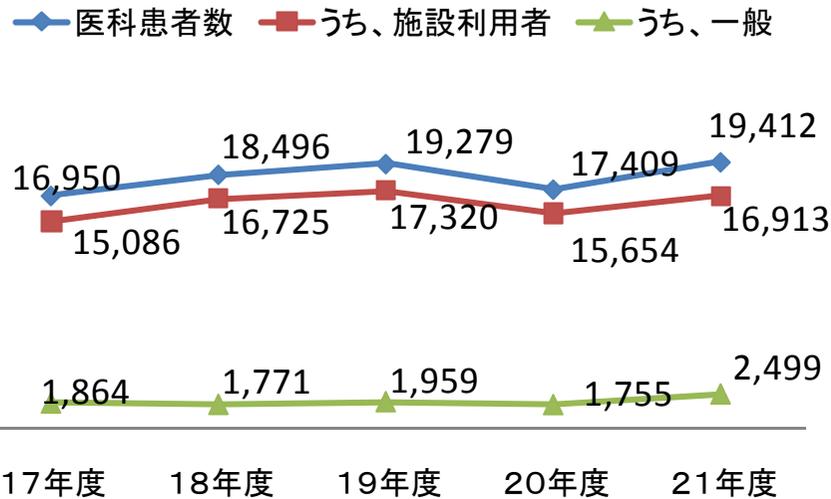
診療収入



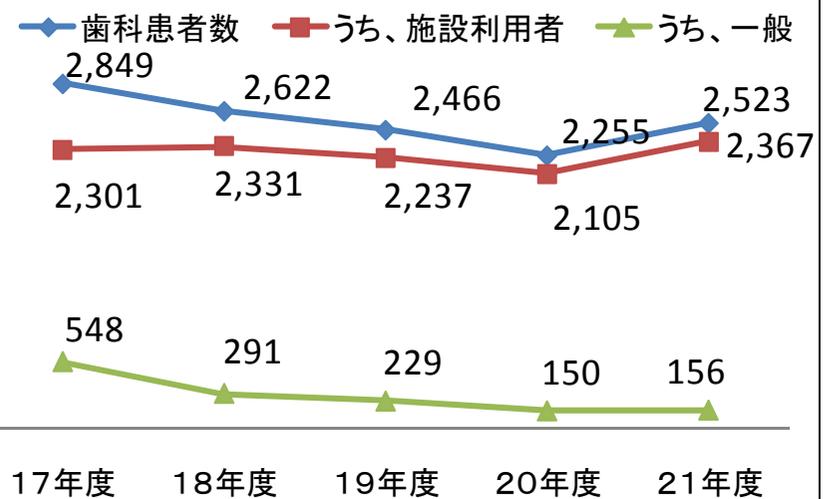
診療所利用患者数及び収支の推移②

外来患者数

医科患者数 (単位:人)



歯科患者数 (単位:人)



(単位:人)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	施設利用者	一般								
医科	15,086	1,864	16,725	1,771	17,320	1,959	15,654	1,755	16,913	2,499
	16,950		18,496		19,279		17,409		19,412	
歯科	2,301	548	2,331	291	2,237	229	2,105	150	2,367	156
	2,849		2,622		2,466		2,255		2,523	

診療所の事業収入及び事業経費について

(事業収入)

(単位：千円)

	20' 決算額	21' 決算額	21' -20'	備 考
保険診療	87,966	100,808	12,842	
うち、医科（入院）	42,410	44,601	2,191	21'実績：1日あたり11.8人（13床）
うち、医科（外来）	29,302	39,091	9,789	21'実績：19,412件/年
うち、歯科	16,254	17,116	862	21'実績：2,523件/年
医師意見書手数料	189	1,279	1,090	
その他収入	991	30	▲ 961	特定健診、診断書手数料等
事業収入 計	89,146	102,117	12,971	

(事業経費)

(単位：千円)

	20' 決算額	21' 決算額	21' -20'	増減要因
人件費	125,940	136,032	10,092	児童精神科専門医の常勤化による増
物件費	110,541	125,404	14,863	※
事業経費 計	236,481	261,436	24,955	

※ 物件費増の要因は、内視鏡整備500万円、MRI故障修理300万円、新型インフルエンザワクチン購入50万円等である。

(単位：千円)

	20' 決算額	21' 決算額	21' -20'	備 考
運営費交付金の充当額	147,335	159,319	11,984	事業経費-事業収入

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点

地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。

地域の障害者支援の充実

○ 地域の障害者の地域生活を支援するため、次の障害福祉サービス・事業を積極的に実施。

① 相談支援

- ・ 相談、情報の提供及び助言
- ・ 市町村、サービス事業者との連絡調整等

〔 ※高崎市から障害者相談支援センターとして委託を受けるとともに、高崎市自立支援協議会に参加し、地域の障害者の暮らしやすい環境づくりに向けて関係機関と連携協力。
（※平成21年度 相談支援延べ件数 4, 356件） 〕

② 短期入所（定員4名）

- ・ 短期入所による入浴・排泄・食事等の介護その他必要な保護

（※平成21年度 短期入所利用者数 105人（延べ日数 795日））

③ 日中一時支援事業 （高崎市、藤岡市、安中市、沼田市、南牧村からの受託事業）

- ・ 障害者等を一時的に預かることにより、家族の負担を一時的に軽減

（※平成21年度 日中一時支援利用者数 54人（延べ日数 79日））

<法人独自事業>

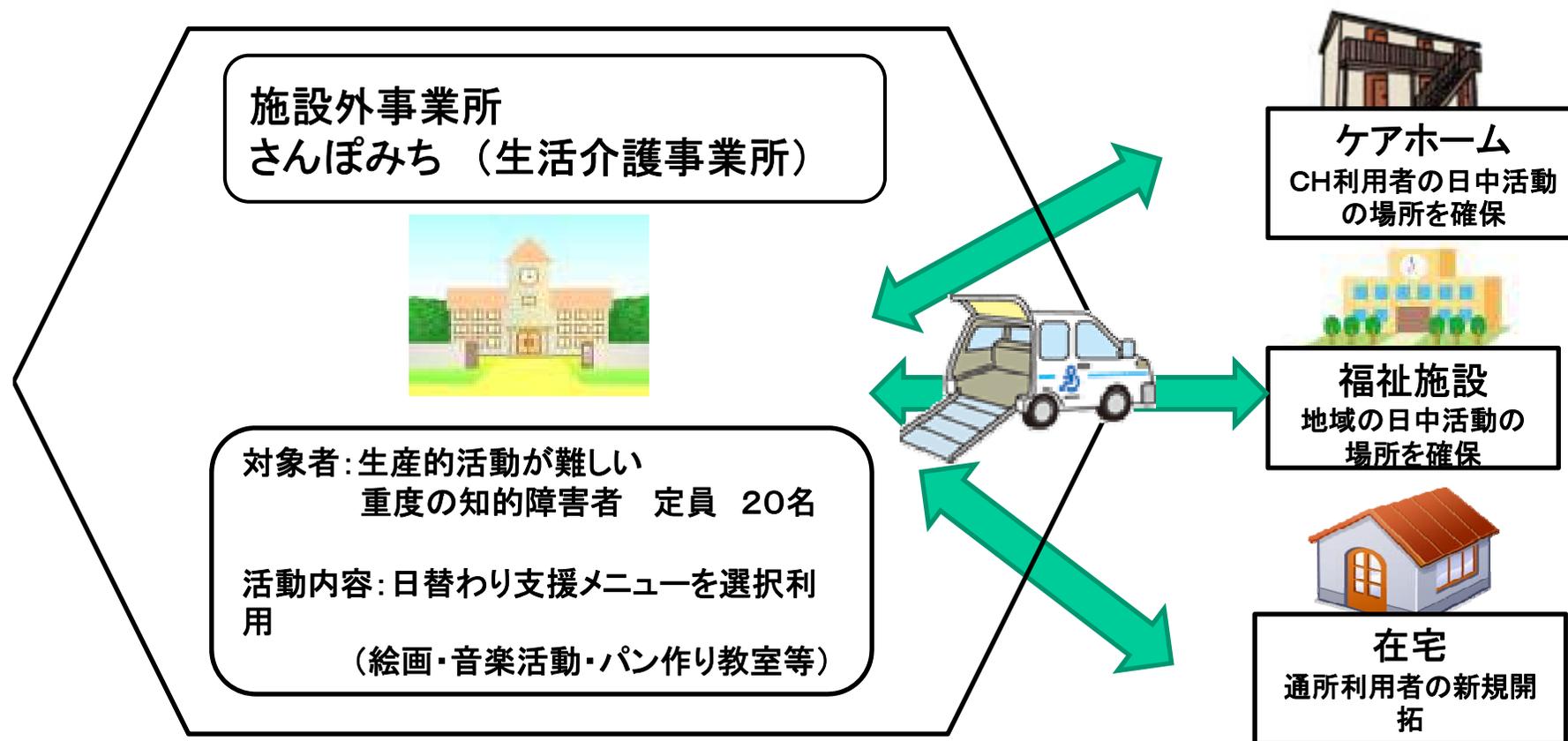
④ 地域生活支援センター事業

〔 ※右記載の事業を含め、上記の相談支援及び共同生活介護（ケアホーム）を合わせて地域生活を総合的に支援するための事業としての総称。
なお、この事業を展開していくための準備室を20年4月に設置。 〕

- ・ 在宅で生活している知的障害者の余暇活動への支援や、宿泊体験を通して自立心を高める支援等
知的障害者地域余暇支援事業（フリースペース）
知的障害者自立生活体験学習事業
（トレーニングルーム）

(参考)地域の障害者を支援する法人の事業(概要)

◎生活の場(福祉施設、ケアホーム、在宅)から日中活動の場として、生産的活動が困難な重度の知的障害者を対象として、地域の中に生活介護事業所を設置。(H21年5月開所)



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

【評価項目15】

自己評価 B

評価の視点	適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。
	その場で行われた意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。
数値目標	総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。

- 地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を平成20年9月に設置。第三者の意見等を事業計画等に反映させることにより、第2期中期目標等の課題に的確に対応。
- 平成21年度は、2回開催（平成21年9月25日、平成22年3月25日）

運営懇談会において議題となった事項

- 第1回運営懇談会（平成21年9月29日）
 - ・平成20年度業務実績に関する評価結果
 - ・平成21年度事業報告
- 第2回運営懇談会（平成22年3月25日）
 - ・平成21年度事業報告及び22年度事業計画
 - ・独立行政法人を取り巻く状況



運営懇談会の議論要旨は、ホームページに掲載し、公表。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。
数値目標	第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。

第三者機関による評価の実施

【第三者機関による評価結果】

年 度	A評価	B評価	C評価
21年度	280	7	0
17年度	250	37	0

【評価は高く、提供しているサービスの質やサービスシステムが客観的に向上した】

平成18年に作成した「国立のぞみの園評価基準」による自己評価を実施した。8領域のもとに大項目を40、中項目を74、小項目を287とし、評価項目ごとに回答者を指定し、回答を得た結果、A評価は前回評価より、30項目についてアップすることが出来た。

【第三者機関による評価の総評】

評価の高い点として

・のぞみの園で実施されている福祉サービス第三者評価は、都道府県の福祉サービス第三者評価における評価項目と比べて3倍以上の項目(小項目)数に基づき実施され、提供するサービス内容に関する評価の質・量共に規範的なシステムである。

改善への取組として

・次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うと共に、ボランティアを希望する者に対して実践の機会を提供している。

Part 4

予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

予算、収支計画及び資金計画等

【評価項目16】

人事に関する計画

【評価項目17】

施設・設備に関する計画

【評価項目18】

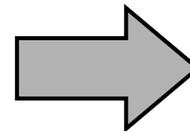
予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

1 予算、収支計画及び資金計画等		【評価項目16】
		自己評定 A
評価の視点	総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率は、どうなっているか。	
	運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	
	予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	
	運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。	
数値目標	自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にする。	

自己収入の比率

目標を大幅に達成

総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く)に占める自己収入の比率を
40%以上 とすることを目標



○ 平成21年度の自己収入の比率
(自己収入)
45.7% = $\frac{1,781\text{百万円}}{3,901\text{百万円}}$
(20年度:41.7%) (総事業費)

自己収入割合等の推移

(単位：百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
運営費交付金※ ①	2,450	2,314	2,334	2,227	2,120
自己収入 ②	1,662	1,643	1,653	1,592	1,781
総事業費 (①+②) ③	4,112	3,957	3,987	3,819	3,901
自己収入割合 (②/③)	40.4%	41.5%	41.5%	41.7%	45.7%

※ 決算ベース。

※ 運営費交付金は、退職手当相当額を除く。

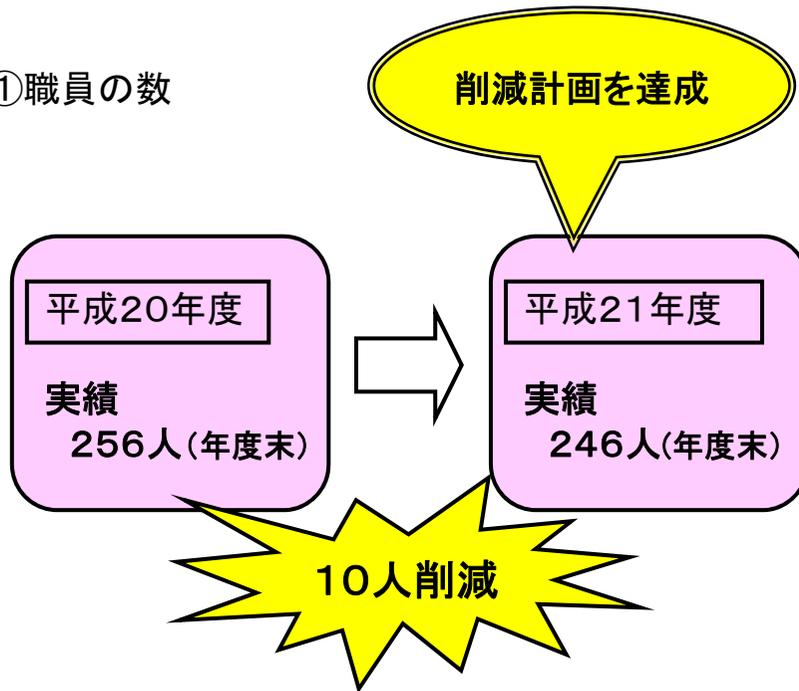
予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

人事に関する計画	【評価項目17】
	自己評価 A

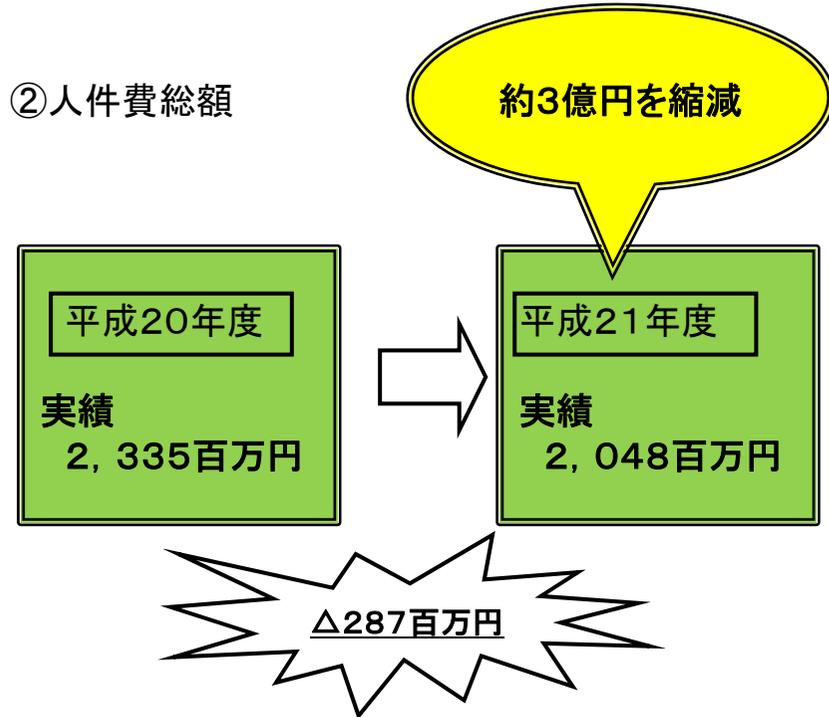
評価の視点	人事に関する計画は実施されているか。
-------	--------------------

平成21年度は削減目標数を大幅に上回って達成

①職員の数



②人件費総額



予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

施設・設備に関する計画

【評価項目18】

自己評価 B

評価の視点

施設・設備に関する計画は実施されているか。

平成21年度の施設・設備に関する計画は該当なし。

なお、平成20年度第2次補正予算で計上され、明許繰越となった以下の工事については21年度に実施した。

- ・スプリンクラー設置Ⅱ期工事
- ・特定寮のバリアフリー化等改修工事